

大橋川出張所便り 第24号

落書きが発見されました

4月6日に大橋川の松江観測所の建物で落書きを発見しました。
落書きについては警察に被害届を提出しています。
気が付かれた住民の方からの問い合わせもありましたが、4月中には消す予定になっています。



落書きの様子



※ 落書きは刑法260条「建造物等損壊罪」等にあたる可能性があり、
「松江市きれいなまちづくり条例」第9条に違反します。

～担当者からひとこと～

落書きは関係者に被害を及ぼすだけではなく、その地域の品位も損なうものだと思います。